

令和3年度開始月別／コース別認定数

上半期

訓練開始月		基礎コース (人)			実践コース (人)							
年	月	実績枠	※1 新規枠		全国共通分野			その他	※1 新規枠	要件 緩和枠	※1 新規枠	
					介護系	医療事務系	情報系					
令和3年	4月	106	86	20	170	20	15	15	50	30	40	20
	5月	70	50	20	130	20	15	15	50	30	※2	※2
	6月	70	50	20	100	20	※2	15	50	15	※2	※2
	7月	50	30	20	70	20	※2	※2	35	15	※2	※2
	8月	50	50	※2	65	20	※2	※2	30	15	※2	※2
	9月	50	50	※2	35	20	※2	※2	15	※2	※2	※2
合計		396	316	80	570	120	30	45	230	105	40	20

下半期

訓練開始月		基礎コース (人)			実践コース (人)							
年	月	実績枠	※1 新規枠		全国共通分野			その他	※1 新規枠	要件 緩和枠	※1 新規枠	
					介護系	医療事務系	情報系					
令和3年	10月	70	50	20	100	20	15	15	35	15	※2	※2
	11月	50	30	20	95	20	15	15	30	15	※2	※2
	12月	50	30	20	65	20	※2	15	15	15	※2	※2
令和4年	1月	30	30	※2	15	※2	※2	※	15	※2	※2	※2
	2月	50	50	※2	15	※2	※2	※	15	※2	※2	※2
	3月	50	50	※2	15	※2	※2	※	15	※2	※2	※2
合計		300	240	60	305	60	30	45	125	45	0	0

※1 新規参入枠については、基礎コース、実践コース共に分野共通枠とし、30%の範囲内で設定します。

※2 認定定数については(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構京都支部(075-951-7392)にお問い合わせください。

1. 認定単位期間の認定上限値は20名とします。
2. 認定単位期間で実績枠に余剰定員が発生した場合は、同一認定単位期間内で、新規参入枠への振替を可能とします。
3. 実践コースの全国共通分野において、認定単位期間で余剰定員が発生した場合は、同一認定単位期間内で「その他」分野への振替を可能とします。
4. 中止コースの繰り越しを可能とします。
5. 定員枠の残数の繰り越しを可能とします。
6. 第3四半期以降については認定コースの定員数が少なかった場合の繰り越し分、及び中止コースの繰り越し分について、基礎・実践間の振替や、実践コースの他分野への振替を可能とします。

令和3年度求職者支援訓練実施計画について

【求職者支援訓練分】

【 開 始 月 別 日 程 】

京都労働局職業安定部訓練室

訓 練 開 始			訓練認定申請期間		受講生募集期間		訓練選考日時等	
年	月	日	受付開始	受付終了	募集開始	募集終了	選考日	通知日
令和3年	4月	15日	1月15日(金)	1月28日(木)	3月2日(火)	3月22日(月)	3月26日(金)	4月1日(木)
	5月	14日	1月15日(金)	1月28日(木)	3月24日(水)	4月13日(火)	4月19日(月)	4月23日(金)
	5月	28日	3月29日(月)	4月6日(火)	4月22日(木)	5月10日(月)	5月14日(金)	5月20日(木)
	6月	15日	2月22日(月)	3月8日(月)	4月23日(金)	5月20日(木)	5月26日(水)	6月1日(火)
	6月	22日	3月29日(月)	4月9日(金)	5月14日(金)	5月27日(木)	6月2日(水)	6月8日(火)
	7月	15日	3月29日(月)	4月9日(金)	6月1日(火)	6月21日(月)	6月25日(金)	7月1日(木)
	7月	21日	4月26日(月)	5月14日(金)	6月11日(金)	6月25日(金)	7月1日(木)	7月7日(水)
	8月	17日	4月26日(月)	5月14日(金)	6月29日(火)	7月19日(月)	7月27日(火)	8月2日(月)
	8月	23日	5月24日(月)	6月4日(金)	7月6日(火)	7月28日(水)	8月3日(火)	8月10日(火)
	9月	15日	5月24日(月)	6月4日(金)	7月28日(水)	8月20日(金)	8月26日(木)	9月1日(水)
	9月	22日	6月22日(火)	7月5日(月)	8月4日(水)	8月27日(金)	9月2日(木)	9月8日(水)
	10月	15日	6月22日(火)	7月5日(月)	8月30日(月)	9月17日(金)	9月27日(月)	10月1日(金)
	10月	22日	7月26日(月)	8月6日(金)	9月8日(水)	9月28日(火)	10月4日(月)	10月8日(金)
	11月	15日	7月26日(月)	8月6日(金)	9月29日(水)	10月19日(火)	10月25日(月)	10月29日(金)
	11月	24日	8月23日(月)	9月3日(金)	10月6日(水)	11月1日(月)	11月5日(金)	11月10日(水)
	12月	15日	8月23日(月)	9月3日(金)	10月28日(木)	11月24日(水)	11月29日(月)	12月2日(木)
12月	22日	9月21日(火)	10月5日(火)	11月5日(金)	12月1日(水)	12月6日(月)	12月9日(木)	
令和4年	1月	14日	9月21日(火)	10月5日(火)	11月24日(水)	12月17日(金)	12月22日(水)	12月27日(月)
	1月	21日	10月22日(金)	11月5日(金)	12月6日(月)	12月24日(金)	1月4日(火)	1月7日(金)
	2月	15日	10月22日(金)	11月5日(金)	12月23日(木)	1月24日(月)	1月27日(木)	2月1日(火)
	2月	24日	11月22日(月)	12月6日(月)	1月7日(金)	2月1日(火)	2月4日(金)	2月9日(水)
	3月	15日	11月22日(月)	12月6日(月)	1月26日(水)	2月21日(月)	2月25日(金)	3月2日(水)
	3月	22日	12月22日(水)	1月4日(火)	2月1日(火)	2月28日(月)	3月3日(木)	3月8日(火)

◆◆◆ 求職者支援訓練の認定を受けようとされる訓練実施機関の皆様へ ◆◆◆

令和3年度開講コースに係る「指定来所日」の設定について

求職者支援訓練を受講される「特定求職者」及び「特定求職者に準ずる者」は、ハローワークで個別に指示する「就職支援計画書」に基づき求職活動を実施するとともに毎月1回所定の日にハローワークで相談を受ける日（指定来所日）を設定しております。

つきましては、令和3年度については、「日別計画書」の作成時に下表の区分により設定をいただきますようお願いします。

京都労働局訓練室

訓練種別	訓練分野番号	訓練分野	指定来所日																		
			令和3年									令和4年									
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
基礎コース			第3火曜	×	18日	15日	20日	17日	21日	19日	22日	21日	18日	21日	15日	19日	17日	21日	19日	16日	×
実践コース	02	IT分野	第3水曜	×	19日	16日	21日	18日	22日	20日	17日	20日	19日	22日	16日	20日	18日	15日	20日	17日	×
	04	医療事務分野																			
	05	介護福祉分野																			
	03	営業・販売・事務分野	第3木曜	×	20日	17日	15日	19日	24日	21日	18日	22日	20日	17日	17日	21日	19日	16日	21日	18日	×
	11	デザイン分野																			
	06	農業分野	第3金曜	×	21日	18日	16日	20日	17日	18日	19日	17日	21日	18日	18日	15日	20日	17日	15日	19日	×
	07	林業分野																			
	08	旅行・観光分野																			
	09	警備・保安分野																			
	10	クリエイト（企画・創作）分野																			
	12	輸送サービス分野																			
	13	エコ分野																			
	14	調理分野																			
	15	電気関連分野																			
	16	機械関連分野																			
	17	金属関連分野																			
	18	建設関連分野																			
	19	理容・美容関連分野																			
20	その他の分野																				

※赤字部分は指定来所日を変更しています。

※令和3年5月28日開講コース、令和3年6月22日開講コース、令和3年7月21日開講コース、令和3年8月23日開講コース、令和3年9月22日開講コース、令和3年10月22日開講コース、令和3年11月24日開講コース、令和3年12月22日開講コース、令和4年1月21日開講コース、令和4年2月24日開講コース、令和4年3月22日開講コースの指定来所日については下記をご覧ください。↓

◆◆◆ 求職者支援訓練の認定を受けようとする訓練実施機関の皆様へ ◆◆◆

令和3年5月追加コース（5月28日開講）に係る「指定来所日」の設定について

求職者支援訓練を受講される「特定求職者」及び「特定求職者に準ずる者」は、ハローワークで個別に指示する「就職支援計画書」に基づき求職活動を実施するとともに毎月1回所定の日
にハローワークで相談を受ける日（指定来所日）を設定しております。

つきましては、令和3年度については、「日別計画書」の作成時に下表の区分により設定をいただきますようお願いします。

京都労働局訓練室

訓練種別	訓練分野 番号	訓練分野		指定来所日																	
				令和3年									令和4年								
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
基礎コース 実践コース		全分野	毎月29日	×	×	29日	29日	30日	29日	29日	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

※赤字部分は指定来所日を変更しています。

◆◆◆ 求職者支援訓練の認定を受けようとする訓練実施機関の皆様へ ◆◆◆

令和3年8月追加コース（8月23日開講）に係る「指定来所日」の設定について

求職者支援訓練を受講される「特定求職者」及び「特定求職者に準ずる者」は、ハローワークで個別に指示する「就職支援計画書」に基づき求職活動を実施するとともに毎月1回所定の日
にハローワークで相談を受ける日（指定来所日）を設定しております。

つきましては、令和3年度については、「日別計画書」の作成時に下表の区分により設定をいただきますようお願いいたします。

京都労働局訓練室

訓練種別	訓練分野 番号	訓練分野	指定来所日																	
			令和3年									令和4年								
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
基礎コース 実践コース		全分野	×	×	×	×	×	27日	26日	25日	24日	25日	25日	25日	×	×	×	×	×	×

◆◆◆ 求職者支援訓練の認定を受けようとする訓練実施機関の皆様へ ◆◆◆

令和3年9月追加コース（9月22日開講）に係る「指定来所日」の設定について

求職者支援訓練を受講される「特定求職者」及び「特定求職者に準ずる者」は、ハローワークで個別に指示する「就職支援計画書」に基づき求職活動を実施するとともに毎月1回所定の日
にハローワークで相談を受ける日（指定来所日）を設定しております。

つきましては、令和3年度については、「日別計画書」の作成時に下表の区分により設定をいただきますようお願いいたします。

京都労働局訓練室

訓練種別	訓練分野 番号	訓練分野		指定来所日																	
				令和3年									令和4年								
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
基礎コース 実践コース		全分野	毎月25日	×	×	×	×	×	×	25日	25日	24日	25日	25日	25日	25日	×	×	×	×	×

※赤字部分は指定来所日を変更しています。

◆◆◆ 求職者支援訓練の認定を受けようとする訓練実施機関の皆様へ ◆◆◆

令和3年10月追加コース（10月22日開講）に係る「指定来所日」の設定について

求職者支援訓練を受講される「特定求職者」及び「特定求職者に準ずる者」は、ハローワークで個別に指示する「就職支援計画書」に基づき求職活動を実施するとともに毎月1回所定の日
にハローワークで相談を受ける日（指定来所日）を設定しております。

つきましては、令和3年度については、「日別計画書」の作成時に下表の区分により設定をいただきますようお願いいたします。

京都労働局訓練室

訓練種別	訓練分野 番号	訓練分野	指定来所日	指定来所日																
				令和3年								令和4年								
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
基礎コース 実践コース		全分野	毎月25日	×	×	×	×	×	×	×	25日	24日	25日	25日	25日	25日	×	×	×	×

※赤字部分は指定来所日を変更しています。

◆◆◆ 求職者支援訓練の認定を受けようとする訓練実施機関の皆様へ ◆◆◆

令和3年11月追加コース（11月24日開講）に係る「指定来所日」の設定について

求職者支援訓練を受講される「特定求職者」及び「特定求職者に準ずる者」は、ハローワークで個別に指示する「就職支援計画書」に基づき求職活動を実施するとともに毎月1回所定の日
にハローワークで相談を受ける日（指定来所日）を設定しております。

つきましては、令和3年度については、「日別計画書」の作成時に下表の区分により設定をいただきますようお願いいたします。

京都労働局訓練室

訓練種別	訓練分野 番号	訓練分野	指定来所日	指定来所日																	
				令和3年									令和4年								
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
基礎コース 実践コース		全分野	毎月25日	×	×	×	×	×	×	×	×	24日	25日	25日	25日	25日	25日	24日	×	×	×

※赤字部分は指定来所日を変更しています。

◆◆◆ 求職者支援訓練の認定を受けようとする訓練実施機関の皆様へ ◆◆◆

令和3年12月追加コース（12月22日開講）に係る「指定来所日」の設定について

求職者支援訓練を受講される「特定求職者」及び「特定求職者に準ずる者」は、ハローワークで個別に指示する「就職支援計画書」に基づき求職活動を実施するとともに毎月1回所定の日
にハローワークで相談を受ける日（指定来所日）を設定しております。

つきましては、令和3年度については、「日別計画書」の作成時に下表の区分により設定をいただきますようお願いいたします。

京都労働局訓練室

訓練種別	訓練分野 番号	訓練分野	指定来所日	指定来所日																	
				令和3年									令和4年								
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
基礎コース 実践コース		全分野	毎月25日	×	×	×	×	×	×	×	×	×	25日	25日	25日	25日	25日	24日	25日	25日	×

※赤字部分は指定来所日を変更しています。

◆◆◆ 求職者支援訓練の認定を受けようとされる訓練実施機関の皆様へ ◆◆◆

令和4年1月追加コース（1月21日開講）に係る「指定来所日」の設定について

求職者支援訓練を受講される「特定求職者」及び「特定求職者に準ずる者」は、ハローワークで個別に指示する「就職支援計画書」に基づき求職活動を実施するとともに毎月1回所定の日
にハローワークで相談を受ける日（指定来所日）を設定しております。

つきましては、令和3年度については、「日別計画書」の作成時に下表の区分により設定をいただきますようお願いいたします。

京都労働局訓練室

訓練種別	訓練分野 番号	訓練分野	指定来所日	指定来所日																	
				令和3年									令和4年								
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
基礎コース 実践コース		全分野	毎月24日	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	24日	24日	22日	24日	24日	22日	24日	22日

※赤字部分は指定来所日を変更しています。

◆◆◆ 求職者支援訓練の認定を受けようとされる訓練実施機関の皆様へ ◆◆◆

令和4年2月追加コース（2月24日開講）に係る「指定来所日」の設定について

求職者支援訓練を受講される「特定求職者」及び「特定求職者に準ずる者」は、ハローワークで個別に指示する「就職支援計画書」に基づき求職活動を実施するとともに毎月1回所定の日
にハローワークで相談を受ける日（指定来所日）を設定しております。

つきましては、令和3年度については、「日別計画書」の作成時に下表の区分により設定をいただきますようお願いいたします。

京都労働局訓練室

訓練種別	訓練分野 番号	訓練分野	指定来所日	指定来所日																		
				令和3年								令和4年										
				5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
基礎コース 実践コース		全分野	毎月28日	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	28日	28日	27日	28日	28日	26日	28日	28日

※赤字部分は指定来所日を変更しています。

◆◆◆ 求職者支援訓練の認定を受けようとする訓練実施機関の皆様へ ◆◆◆

令和4年3月追加コース（3月22日開講）に係る「指定来所日」の設定について

求職者支援訓練を受講される「特定求職者」及び「特定求職者に準ずる者」は、ハローワークで個別に指示する「就職支援計画書」に基づき求職活動を実施するとともに毎月1回所定の日
にハローワークで相談を受ける日（指定来所日）を設定しております。

つきましては、令和3年度については、「日別計画書」の作成時に下表の区分により設定をいただきますようお願いいたします。

京都労働局訓練室

訓練種別	訓練分野 番号	訓練分野		指定来所日																			
				令和3年							令和4年												
				6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月		
基礎コース 実践コース		全分野	毎月25日	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	25日	25日	24日	25日	25日	26日	25日	25日

※赤字部分は指定来所日を変更しています。